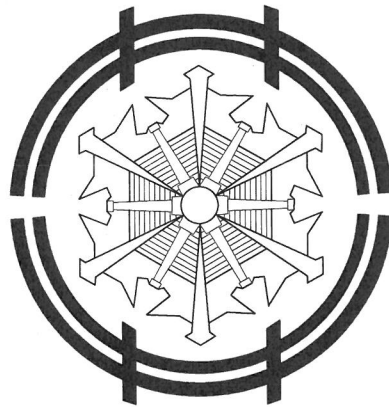


令和7年度

高規格救急自動車仕様書



新居浜市消防本部

第1 総則

- 1 この仕様書は、新居浜市（以下「当市」という。）が令和7年度消防自動車整備事業により製作する高規格救急自動車（以下「救急車」という。）の艤装、性能及びこれらに関する事項について定める。
- 2 救急車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67条）及び救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）に適合し、国が行う補助の対象となる消防施設の基準額（昭和29年総理府告示第487号）及び緊急消防援助隊の施設の基準額（平成16年総務省告示第281号）に定める規格等、緊急自動車として承認が得られる性能と条件を備えるものであるとともに、平成17年基準排出ガス低減レベル（国土交通省規制）に適合した車両とする。
- 3 救急車は、令和7年式の高規格救急車専用シャシを使用して、この仕様が十分満足できる艤装と十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れた四輪駆動のものであること。また、車両及び取付品、固定装置及び付属品等はすべて新規製品のものであること。
- 4 完成車両は、愛媛県陸運支局長の行う新規登録検査合格後納入すること。なお、新規登録手数料（課税分）は本車両価格に含むが、新規登録手数料のうち非課税分、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料金は当市が別途支払いするものとし、本車両価格の中には含まない。
- 5 この仕様に基づいて、一部製作できない場合、又は製作することにより機能が低下する場合は入札前に質問書を提出し、当市の承認を受けるものとする。また、契約後における一切の疑義は、すべて当市の解釈に従うものとする。
- 6 受注者は、契約後2週間以内に当市と製作に関する事前協議を実施し、その後1週間以内に事前協議の議事録を1部提出するものとする。
- 7 提出書類は次によるものとする。
 - (1) 受注者は、製作に先立ちこの仕様に基づき次のものを3部提出して、製作上の細部にわたり十分打合わせ、承認を受けるものとする。
 - ア 製作工程表
 - イ 製作承認図（艤装5図面、室内艤装図、車体骨格図）
 - ウ 取付品及び取付装置並びに積載品及び付属品を明記した書類
 - エ 走行軌跡図
 - オ シャシ及びエンジン諸元表
 - カ 電気配線図
 - (2) 完成納入にあたっては、次の関係図書を3部提出すること。
 - ア 納品書（内訳書を含む。）
 - イ 自動車改造計算書
 - ウ 車両重量実測書
 - エ シャワーテスト結果表（別途協議）
 - オ 艤装外観図（完成図書含む。）
 - カ 製作工程ごとの写真（データ含む。）
 - キ 完成写真及び内部積載品写真（データ含む。）
 - ク 整備解説書

- ケ 各種取扱説明書（シャシ、装備品及び付属品等）
- コ 装備品及び付属品等一覧表及び保証書
- サ 装備品及び付属品等故障時緊急連絡先一覧表
- シ 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し

※ 上記の製作承認図書類、完成図書、取扱説明書は、エイナーファイル（白）及び図書にあったファイルにそれぞれに分類して綴じること。（図書類の各单位にはS I単位を列記すること。）

第2 納入台数

1台

第3 納期

令和8年 2月27日（金）

第4 納入場所

新居浜市消防本部 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

第5 概要

この救急車は、市内全域における救急事案等に対応するため、高規格救急自動車専用シャシに高度救命処置用資機材及び救急用資機材の取付装置、固定装置等を艤装することにより、救急車内において迅速かつ的確な救急活動が行えるものとする。

第6 完成車の諸元及び性能

1 全長	5, 700mm以下
2 全幅	1, 950mm以下
3 全高	2, 550mm以下
4 ホイルベース	3, 500mm以下
5 車両総重量	3, 500kg以下
6 定員	7人以上
7 最小回転半径	6. 5m以下
8 室内長	4, 100mm以上
9 室内幅	1, 600mm以上
10 室内高	1, 800mm以上
11 総排気量	2, 400cc以上
12 燃料タンク容量	60ℓ以上

第7 車両本体の構造

1 全体の構造

- (1) 車体上部の前後部に、大型のLED赤色警光灯を取り付けること。
- (2) フロント部に赤ラインを入れ、中央部には消防章を取り付けること。

- (3) フロントバンパー部には、LED赤色警光灯を2個取付け、バックドアにストップランプを取り付けること。
- (4) 運転席及び助手席ドアに専用サイドバイザーを取り付け、助手席ドアにアウトサイドミラーとフェンダー部にフロントアンダーミラーを取り付けること。
- (5) ヘッドライトは、角度調節機能を有したLED又はキセノンランプとし、走行時における運転者の視界を十分確保できるものとする。また、フロントバンパーと一体化したフロントフォグランプを2個取り付けること。
- (6) フロントバンパー部付近に、牽引フックを取り付けること。
- (7) モーターサイレンを適切な位置に取り付けること。
- (8) ルーフサイドに、LED作業灯を左右2個ずつ取り付けること。
- (9) 車体上部左側に、ステンレス製旗立てを設けること。
- (10) 左側スライドドア窓ガラスに3分の2くもりフィルムを施し、残りはスモークフィルムを施すこと。右側側面窓ガラスには、全面白色フィルムを施すこと。側面及び後面窓ガラスには全面くもりフィルムを施すこと。
- (11) 側面及び後部に赤ラインを入れ、その周囲には反射テープを貼り付けること。
- (12) 右側スライドドアの適切な位置にレスキューツール5点を積載することとし、収納庫にはLED照明灯を取り付けること。(別途協議)
- (13) 左右後輪前方にスモールランプ連動のLED路肩灯(メインスイッチ付き)を取り付けること。
- (14) 車両後部にバックモニターカメラを取り付け、GPSナビゲーションシステムと連動させること。
- (15) リヤステップにアルミ縞板を取り付けて滑止め処置を施し、リヤバンパーにステンレス製もしくはアルミ製のプロテクターを取り付けること。
- (16) 右リヤまたは左リヤに、AC100V入力蓋付コンセントを設けることとし、コードはマグネット式10m以上とする。また、外部電源入力中のスターターカット構造とすること。
- (17) 全ドアの内縁に、反射テープを貼り付けること。(貼付位置等、別途協議)
- (18) バックドアに、赤色警光灯と連動して点滅するLED停止表示灯を取り付けること。

2 運転室内架装

- (1) フロントガラス上面に、運転に支障となる日照を有効に遮断することができるサンバイザー2枚を取り付け、ガラス表面にフッ素系コーティングを施すこと。(別途協議)
- (2) 運転席及び助手席から傷病者室を確認できるミラーを取り付けること。
- (3) 照明付きの電流計及び電圧計を、適切な位置に取り付けること。
- (4) 電子サイレンアンプや赤色警光灯等のスイッチを、センターコンソール付近の操作しやすい位置に集中配置し、銘板表示を取り付けること。また、緊急走行中に緊急車両の存在を周囲の車両に発信し知らせることのできる装置を装備すること。(別途協議)
- (5) 音声式警告装置(後退・右左折音声)を適切な位置に取り付け、メインスイッチを運転席付近の操作しやすい位置に取付けること。
- (6) モーターサイレンのスイッチを、運転席及び助手席付近の操作しやすい位置に、それぞれ取り付けること。

- (7) 無線機及び車両動態管理システム（以下「AVM装置」という。）一式を、運転席及び助手席付近の操作しやすい位置に取り付けることができる構造とすること。
- (8) GPSナビゲーションシステムを運転室中央に取り付け、バックモニターカメラと連動させること。（別途協議）
- (9) 常時録画型ドライブレコーダー及びETC装置を、適切な位置に取り付けること。
- (10) 運転席右側上部にフレキシブルマイクを取り付け、スイッチをセンターコンソール付近、又は運転席付近の操作しやすい位置に取り付けること。
- (11) 助手席上部の適切な位置に、LEDマップランプを取り付けること。
- (12) 運転席と助手席の間及び運転席後部に、A3用地図入れボックスを取り付けること。（寸法等、別途協議）
- (13) 運転席と助手席の間にAC100Vコンセント（OA用・ブレーカーなし）を1箇所2口設けること。（取付位置等、別途協議）
- (14) 運転席後部に縦型3段収納庫を設け、収納庫扉内側にネットシェルフを設けること。（寸法等、別途協議）
- (15) 助手席の後部にパーテーションボードを取り付け、胸骨圧迫デバイスを収納することのできる2段収納庫を設けること。
- (16) 運転室内の後部に、C型バネ付きフックを取り付けること。（取付位置等、別途協議）
- (17) 運転室内の適切な位置に、グローブボックスホルダーを1箇所以上取り付けること。（取付位置等、別途協議）
- (18) 運転席及び助手席には、ビニールシート張りを施すこと。
- (19) アースボンディングを適宜取り付けること。
- (20) その他電装品及び特装品スイッチ等については、操作性を十分考慮して適切な位置に表示し取り付けること。
- (21) 運転席及び助手席のドアステップ（突き当たり部も含む）にアルミ縞板を取り付けて滑止め処置を施すこと。

3 傷病者室内架装

- (1) 右側後向き席及び左側前向き席ハイバックシート（ヘッドレスト、背当て、固定補助ベルト付き）に、ビニールシート張りを施すこと。
- (2) 左側横向きシートは2人以上が座れる構造とし、ビニールシート張りを施すこと。また、シート下部は資機材等が収納できる構造とすること。
- (3) 室内灯は調光機能を有したLED式とし、患者灯は角度調整機能を有したものとすること。
- (4) 天井部にルーフアシストバーを前後2本設け、ルーフネットを左側前後に取り付けること。（取付位置等、別途協議）
- (5) 輸液ビンホルダー（2本用）を足部付近に1箇所取付けること。
- (6) 右側前部に3段収納庫を設け、携帯電話及び当市所有のOA機器等を積載できるよう収納棚を設けること。（寸法等、別途協議）なお、積載するOA機器の型式等については別記する。
- (7) 右側中央部に2連式加湿酸素流量計を取り付け、その左右に扉付ルーフサイド収納庫を設けること。また、ルーフサイド収納庫下部にアシストグリップ及びセンサー類汎用ポケットを取り付けること。

- (8) 左側前部に扉付ルーフサイド収納庫を設けることとし、ルーフサイド収納庫下部にLEDランプを取り付けること。
- (9) 右側前方下部に、吸引カテーテル保持用パイプを取り付けること。
- (10) 右側中央部の適切な位置に、電波式大型デジタル時計及び温湿度計を取り付けること。
- (11) 右側後部に、スライド式扉型の収納庫を設けること。
- (12) ホワイトボードを、適切な位置に取り付けること。
- (13) ペーパーホルダーを、適切な位置に1箇所取り付けること。
- (14) グローブボックスホルダーを、適切な位置に2箇所以上取り付けること。(取付位置等、別途協議)
- (15) バックドア入口に、大型アシストグリップを取り付けること。
- (16) 左スライドドア後部に、グリップを取り付けること。
- (17) 車輪止めに適切な位置に積載すること。
- (18) 室内には、次に掲げる電源設備を設けること。
 - ア DC-ACインバーター (AC-100V-500W以上、正弦波使用)
 - イ AC-DCコンバーター
 - ウ AC100Vコンセント (医療機器用・ブレーカー付) 2箇所4口以上
 - エ " " (OA用・ブレーカーなし) 2箇所4口以上
 - オ DC12Vコンセント (シガーライター型) 1箇所1口以上
 - カ バッテリー充電器
- ※1 取付場所については別途協議する。
- ※2 AC100V外部電源用コンセントについてはマグネット式とし、水損、過電流及び過電圧に十分考慮し、設けること。
- ※3 AC100V外部電源を投入した際、必要な箇所の車内コンセントが使用できる回路とすること。(要協議)
- (19) 左スライドドアステップにアルミ縞板 (突き当たり部も含む) を取り付けて滑止め処置を施すこと。

4 医療資機材等の取付け

- (1) 救急用酸素ボンベの収納庫は、ボンベバルブ等の操作が直接できる構造とすること。
- (2) 傷病者室右側中央部に2連式加湿酸素流量計 (オキシパックOX-ⅢS 15ℓ/分対応型) を取付け、救急用酸素ボンベ (10ℓ ヨーク式バルブ・2本)、酸素ボンベ減圧弁 (高圧用ニードル)、ボンベバルブ、三方チーズ (高圧用)、配管ホースを2系列で接続すること。
- (3) 傷病者室右側に、自動体外式除細動器、人工呼吸器及び可搬式吸引器の固定装置を取り付け、電源設備及び配線設備に十分留意した配置とすること。なお、積載する高度救命処置用資機材等の型式については別記する。
- (4) 傷病者室中央部に、輸液ポンプ固定用メディカルポールを取り付けること。
- (5) 傷病者室には落下防止機能を有した、軽量型の防振ベッドを設置し、メインストレッチャー (エクスチェンジTC4080-S) を積載することができる固定装置を取り付けること。
- (6) 傷病者室の窓下側面収納庫の内側に、スクープストレッチャー及びバックボードを同一場所

に収納できる構造とすること。

(7) 各扉及び引出しには、固定装置及び緩衝材を設け、各扉にネームホルダーを取り付けること。

(8) 積載する高度救命処置用資機材等は、以下のとおりとする。

ア 自動体外式除細動器及び心電計・心電図伝送装置：Xシリーズ AX-12CESNC

イ 人工呼吸器：メデュマット・イーザー・CPR

ウ 可搬式吸引器：LSU w/Serres

(9) 携帯電話及びOA機器は、傷病者室右側前部の収納棚に積載するものとし、その周囲に携帯電話及びOA機器を充電することができるコンセントを設けること。

なお、当市が所有するOA機器については次のとおりとする。

ア タブレット：アップル社製13インチiPad Air (M2)

イ デジタルペン：アップル社製Apple Pencil Pro

(10) その他

ア この仕様のほか、メーカーの標準艤装についてはすべて行うこと。

イ 各装備の取付位置、方法は当市が指示する位置及び方法により取り付けること。

ウ 適切な位置に、特装用ヒューズボックスを設けること。

エ 医療資機材等の取付艤装に必要な配線設備、配管設備及び固定装置はすべて車両メーカーにおいて実施するものとする。

オ 受注者は、本車両納入までに発生したいかなる事故に対しても、その責任を負うものとする。

第8 無線機及びAVM装置

1 機種

(1) 無線機：NEC社製JDC4H1C1-1D

(2) AVM装置：日立製作所社製高機能消防通信指令システムにおける出動車両運用管理装置の車両運用端末装置（パナソニック社製10.1型WUXGA及び後部座席端末）

2 無線機及びAVM装置の取付位置等

(1) 無線機本体及びAVM装置は、運転席と助手席の間付近で操作しやすい位置に取り付けることができる構造とすること。

(2) 空中線は、キャビン屋根又は車両上面の適切な位置に取り付け、電子サイレン及びモーターサイレン等から発生するノイズの影響を考慮した位置に取り付けること。また、配線は保護管付同軸ケーブル（5D2V）で内張の中を通し、無線機本体取付位置まで配線すること。

(3) 無線機送受話器及び無線用スピーカーの取付位置について当市と別途協議し、機器等の取付位置まで配線すること。

(4) 無線機及びAVM装置取付位置付近に電源端子を設けること。（別途協議）

3 配線方法等

(1) 車両の艤装段階において通線等を行い、配線が露出することがないように処理を行うこと。

(2) 配線等を敷設する際には、損傷防止のために保護管等を使用すること。また、配線の敷設は、運用上支障のないように内張等に入れ、貫通部分及び配線止には緩衝物を用いて損傷を防止す

ること。また、貫通部分からの雨露の浸入がないようにすること。

- (3) 電源配線類は、電源側にヒューズを設け、取付機器の電気容量に見合った太さ（2SQ線以上）の配線を使用すること。
- (4) 運転席と助手席の間に設けられた集中コンソールボックスの上部蓋には防水処理を施し、水滴が集中コンソールボックス内に浸入することを防止すること。（別途協議）

第9 塗装及び車体文字入れ

- 1 塗装は完全な防錆加工を施し、救急車指定色を塗装すること。

2 車体文字入れ

- (1) 車体左右後部 『新居浜市消防』 青色
- (2) 車体左右中央部又は左右ドア中央 『当消防指定マーク』
- (3) 車両前部 『救5』 赤色
- (4) 車両前部赤ライン部 『MEDIC NIIHAMA』 白色
- (5) 左右ドア下部 『救5』 赤色
- (6) 車両天井（対空表示） 『新居浜救急5』 赤色2段
- (7) ルーフサイド 『MEDIC NIIHAMA』 青色
- (8) バックドアウインドウ上部 『NIIHAMA SOUTH』 青色2段
- (9) バックドアウインドウ下部 『新居浜市消防』 青色
- (10) バックドアガラス面 『当消防指定文』
- (11) 記入文字、デザイン、大きさ及び貼付位置等については、別途指示する。

第10 検査

1 中間検査

本仕様書に基づき、艀装を製作する中間時において、次のことについて検査を実施する。

- (1) 車両の外部外観検査（シャシの傾き、バランス及び塗装の状況等）
※車体の傾きが左右差（前後）15mm以上の場合は、シャシを取替えるものとする。
- (2) 各種装置の取付状況及び機能検査
- (3) 付属品等の積載及び取付状況
- (4) 艀装についての最終打合せ（変更協議等）

2 完成検査

全艀装が完了した時点で本仕様書全般について、次のことについて検査を実施する。

- (1) 車両の外部外観検査
- (2) 各種装置、付属品等の取付状況及び機能検査
- (3) 付属品等の積載、取付状況及び数量検査
- (4) 車両走行検査

3 その他

- (1) 付属品、積載品等の取付位置については、上記1及び2の検査後、本仕様書の内容に不適切な場合は別途協議を行い、必要に応じて変更できるものとする。

- (2) 納入後又はその後必要積載品等を積載して走行テストを行い、異状が生じた場合は、受注者の責任において修理又は部品の取替えを行うこととする。

第11 申請書類等

- 1 受注者は、完成納入に当たり、次の書類を関係機関へ申請すること。
 - (1) 車庫証明
 - (2) 緊急自動車届出確認書（救急用）

第12 取扱説明

車両の操作及び取付品、付属品等の取扱説明を当市の指定する期日に実施すること。なお、実施回数は3回以上とするが、詳細については別途協議とする。

第13 その他

- 1 保証期間は、納入後1年とする。ただし、設計、製作、技術及び材料不良に起因した不備欠陥等の瑕疵が発見された場合は、保証期間満了後であっても受注者が無償にて取替え、修理を行うこと。
- 2 新車1か月及び6か月点検を無償で実施し、6か月点検時にはエンジンオイル交換等を必要に応じて無償で実施するほか、納入後3年間は無償で点検等の巡回サービスを実施すること。
- 3 納入時、燃料タンクは満量とすること。